

カフカの『審判』についての予備研究

—原稿の成立と編集—

Eine Vorstudie zu Kafkas *Der Prozeß*
—Die Entstehung der Manuskripte und deren Herausgabe—

永井邦彦
Kunihiko NAGAI

2004年10月8日受理

序

『訴訟』と訳すべきだという意見もあるが、本邦初訳が『審判』というタイトルでおこなわれて以来、それが定着した観がある、カフカの長編小説の出版当初の原題は、《Der Prozeß》¹⁾（ブロート版）であった。しかしそれは半世紀以上を経た後の新たな原典批判版（kritische Ausgabe）全集では《Der Proceß》²⁾と変更され、最新の史的批判版（historisch-kritische Ausgabe）全集では《Der Process》³⁾となっている。

またブロート版には10の章（Kapitelと明示されている）と補遺（Anhang）として「未完の章」（die unvollendeten Kapitel）にあたる6つの断章がおさめられている。原典批判版は章とは明示されていないが、10の章に相当する部分と6つの断片（Fragmente）をおさめた部分に二分されており、両者の「章↔章に相当する部分」と「補遺↔断片」の部分の構成に関しては若干の違いがある。そして史的批判版に至るともはや章や断片などの区別はなく、順序もつけられていない16の冊子に分けられた印刷物があるだけである。

なぜこのような事態が生じたのか。またこのように変化をとげる『審判』という作品を、私たちはどのように読むことができるのか。本論文ではこれらの問題について、この作品の成立と編集の視点から予備的な考察をおこなう。

I

『審判』を含めて、カフカの公刊されている作品の大半は、彼が書き遺したものから、親友マックス・ブロートが、編集し出版したものである。そのおかげでカフカの遺稿はまぼろしになることもなく、私たちにカフカ全集という形で伝えられることになった。しかしすでに周知のごとく、カフカの作品としてまとめられたものは、彼の遺稿を独占的に所有し、彼の最良の友人にして最高の理解者であると自負していたブロートによって様々な手を加えられて編集され、本として出版してきたのである。このようなブロート版のテキストに認められる根本的な問題性については、これまでに幾多の研究者によって批判がなされてきたが、

最近では明星聖子著：『新しいカフカ—「編集」が変えるテクスト』⁴⁾において詳細に論究されている。明星は「草稿」というキーワードを使って、問題点のありかを、次のように指摘する。

[…] カフカの遺稿は、そのほとんどが未完結の「草稿」だということである。すなわち、それらは「清書」ではない「下書き稿」、もう少し詳しく言えば、無数の削除、書き直し、書き加え、改作の跡を含む断片的なテクストである。[…] カフカは生前自作をほとんど公表しなかった。そのことは、カフカが書いたものも大半は「作品」という「確定的」なものではなく、「過程的」な「書かれたもの」にとどまっていた、ということを意味していたのである。

では、そのような「過程的」な草稿を出版しようとする場合、どのような手続きが必要となるだろうか。常識的にいえば必ず「編集」という作業が必要であり、そして、その編集においては、「書かれたもの」を「本」という公けに流通するかたちに変換すること、つまり、不確定箇所をたくさん含む手書きのテクストから、活字になるテクストをつくるということがおこなわれる。いい換えれば、手で無秩序に書かれた草稿を、活字に収まるように「ならす」、あるいは「きれいにする」というわけであり、実はこの「ならす」作業、「きれいにする」作業が、遺稿の編集、特に生前未公開のものを編集する際にもっとも問題になる点なのである。なぜなら、そこでは必ず編集者の「解釈」が介入するからである⁵⁾。

不確定の書かれたものを、本として出版し読者を獲得するためには、作品として読むことができなければならない。ブロートは「過程的な草稿から編集されていても、単語の抜けや文の途切れもなく、文法や正書法も標準的なそれにのつったものとなっていて、それがそもそも下書き稿であったことをほとんど感じさせない」⁶⁾ようにするために、手を加えて、草稿をきれ

いに仕上げたのである。そしてプロートは完結性のある本としてまとめるために、カフカに関する最高の権威である自分のカフカについての理解と記憶を最大限に利用して、遺された原稿を解釈し編集したのである。

それゆえに学術的な研究の対象になりうる、遺稿そのものから忠実に編集された、信頼にたるテキストから成り立つカフカ全集が必要とされたのである。そしてプロートの独占物ではなくなったカフカの遺稿を縦密に検討した気鋭の研究者たちが、新たな原典批判版 (kritische Ausgabe) カフカ全集の最初の巻として『城』(Das Schloß) を刊行することになったのは、カフカの死後半世紀以上を経た1982年のことであった。そして『審判』(マルコム・ペイスリイ編集) は1990年に出版された。

原典批判版全集の作品は、本文を収録した巻と考証や資料をまとめた巻 (Apparatband) の2つの巻からなり、批判考証資料つき原典刊行版となっている。これによってカフカの研究者たちは、原稿上の書き換え、加筆や削除の様子および原稿がどのように成立し、書き継がれていったか、などをかなり正確に知ることができるようになった。この原典批判版全集の登場によって、研究者たちに信頼するにたるテキストがついにもたらされたか、と思われたが、しかしそれでもなお編集上の問題が残されることになった。

それでは、学術的な正確さを期して編集され出版されたと思われた原典批判版に、どのような問題があるのか、この点についても、すでに明星が鋭い考察をおこなっている。あらずもがなの言及をすることになる

が、例えば、『審判』の構成をプロート版と原典批判版を対照させて比較すると表1のようになる。

原典批判版はプロート版のように章立てにはしていないが、「断片」より前におさめられた部分が完成した章に対応し、「断片」が「未完の章」に対応することは明らかであり、ほぼ同じ構成になっている。二つの版の違いは、プロート版では完成した章とされた「ビュルストナー嬢の女友達」が、原典批判版では「断片」に「Bの女友達」という題で入れられて、未完成の章とみなされていることである。また前者では「未完の章」として認められていた「ある断片」が、後者ではテキスト本文にではなく、6) の異文としてアパラートバントに収録されていることである。

ここでは「Bの女友達」が原典批判版で、なぜ「断片」とみなされたのか、について考察する。『審判』の現存する遺稿は、2つのグループに分けられるという。ひとつのグループは、タイトルが書きつけられた1枚の表紙をつけられた原稿の束 (Konvolute) であり、もうひとつのグループはタイトルが書きつけられた2つ折の紙の間にはさまれた原稿の束である。原典批判版の編集者ペイスリイは、原稿の束に2つのグループがあるのは、カフカ自身によっておこなわれた区別の結果であり、それに基づいてこの長編小説のテキストを「章」と「断片」という2つのグループに分けたと説明する⁷⁾。そして1枚の表紙をつけられたグループが、「完結した章あるいは完結直前にある章」であり、2つ折の包み紙にはさまれたグループが、「『Bの女友達』と書かれた束が例外の可能性がある⁸⁾」が、章とし

表1

<p>プロート版 : <i>Der Prozeß</i></p> <p>第1章：逮捕／グルーバッハ夫人との会話／ それからビュルストナー嬢</p> <p>第2章：最初の審理</p> <p>第3章：からっぽの法廷で／学生／ 裁判所事務局</p> <p>第4章：ビュルストナー嬢の女友達</p> <p>第5章：鞭打ち人</p> <p>第6章：おじ／レーニイ</p> <p>第7章：弁護士／工場主／画家</p> <p>第8章：商人ブロック／弁護士の解雇</p> <p>第9章：聖堂で</p> <p>第10章：最期</p> <p>未完の章 (die unvollendeten Kapitel)</p> <p>エルザのところへ 母親のもとへ 検事 家 頭取代理との争い ある断片</p>	<p>原典批判版 : <i>Der Prozeß</i></p> <p>1) 逮捕</p> <p>2) グルーバッハ夫人との会話／それからビュルストナー嬢</p> <p>3) 最初の審理</p> <p>4) からっぽの法廷で／学生／裁判所事務局</p> <p>5) 鞭打ち人</p> <p>6) おじ／レーニイ</p> <p>7) 弁護士／工場主／画家</p> <p>8) 商人ブロック／弁護士の解雇</p> <p>9) 聖堂で</p> <p>10) 最期</p> <p>* 原書に番号はないが、便宜のために付した。</p> <p>断片 (Fragmente)</p> <p>a) Bの女友達</p> <p>b) 検事</p> <p>c) エルザのところへ</p> <p>d) 頭取代理との争い</p> <p>e) 家</p> <p>f) 母親のもとへ</p> <p>* 原書にアルファベットはないが、便宜のために付した。</p>
---	---

て完結するにはほど遠い「断片」であると判断されたのである。以上のことから明らかになるのは、繰り返すことになるが、ペイスリイ自身が完結した章の可能性があると認めているにもかかわらず、「Bの女友達」は2つ折の紙の間にはさまれた原稿の束のひとつであるので、断片として収録したということである。原稿となったものに対する完結性と未完結性の判断が混乱を起こした艶然としない説明であり、ここに原典批判版のおおきな問題がある。

この問題について、明星は、ハルトムート・ビンダーの意見を援用して、以下のように指摘している。

ビンダーによれば、『審判』はそもそも全体としてまだ未完結のものだから、ある章が完結しているようにみえるからといって、それが最終的に完結しているとはけっしていえない、だから、未完結の章と完結している章を分けるのはナンセンスであり、未完結の章も、完結しているとみえる章も、全部まとめて全体の配列を提示すべきではないか、というのである。

このビンダーの批判はもっともあり、そして、これこそ、われわれが確認しようとしている「批判版カフカ全集」の限界の核心に関わることである。つまり、ここで簡単に指摘しておけば、「批判版カフカ全集」には、依然プロートのように、カフカの断片的テキストを、なるべく「完成」に近いかたちで、ある程度「完結」しているかのようにみせかけて提示しよう、という傾向がうかがわれるるのである⁹⁾。

ビンダーと明星の発言に共通していることは、カフカの作品の大半に妥当する確定しない遺稿のもつ未完結性を重視することである。つまり作者によって完成されたとは決定できない生前未発表の遺された原稿を完成品として編集しようとする態度に対する批判である。

そこで史的批判版 (historisch-kritische Ausgabe) と銘うった全集の第1巻として『審判』《Der Prozeß》が登場することになる。

まず問題となるのが、すでに冒頭で述べたように、タイトルの表記の仕方の変化である。カフカは原稿にはProcessと書いていたのだが、標準ドイツ語の当時の正書法ではProzeßと書いたので、プロートがそれに合わせて変えてしまったのが《Der Prozeß》であり、史的批判版がカフカによって用いられた本来の綴り字

のとおりに初めて《Der Prozeß》と表記したのである。したがって原典批判版の《Der Prozeß》は両者の中間をとるものである。カフカが遺稿に書きつけていたdassは、標準ドイツ語ではdaßと綴ったので、原典批判版はプロート版と同様に、すべてdaßを用いている。同様の理由で、原稿に忠実に z を c としているながら、原典批判版はssをßに変えてしまったのである。考証資料篇としてアパラートバントを備えている原典批判版は、カフカの遺稿に対する忠実な学術的編集をしているように見えるが、このような場合からも、編集方法に不徹底さがあることがわかる。

それに対して、新たに登場した史的批判版は、カフカの遺稿に対して徹底的に忠実に文字おこしをしている。史的批判版においては、見開きの一方のページに原稿の写真版が印刷され、もう一方のページに写真版における語句や文の書き換えや削除の線や挿入や移動などをそのまま再現したテキストが印刷されているだけである。つまり明星の指摘に従って言えば、未確定の遺稿を「ならす」作業、「きれいにする」作業が一切なされていないのである。そして編集においてそのような作業が行われていないということは、この作業に付随して起こる生前未公開のものに対する編集者の解釈がおこなわれていないことを意味する。つまり史的批判版の『審判』によって、テキスト本文を読むのと並行してアパラートバントを参照することなく、原稿をそのまま読むことができるようになったのである。原稿に対する編集者の介入を排除するという意味では、史的批判版はカフカの研究者たちが求めていた学術的全集の始まりであると言えよう。

その結果として、どのようなことが生じたのか。史的批判版の『審判』は、もはや一巻のまとまった作品としてではなく、章や断片の区別をつけられることもなく、カフカの遺稿に忠実に、つまり原稿の束ごと16の冊子に分けられた印刷物の集合体になったのである。束にタイトルが書かれたものは、それが分冊の表紙に印刷され、タイトルがないものは書き出しの文が表紙に印刷されている。そしてそれらの分冊には順序がつけられていないのである。したがって、史的批判版を構成する16分冊の表紙に書かれているものを表2のように書き写すのは、本来は順序がつけられていないものに順序があるように見えて好ましくないので、プロート版および原典批判版との比較が可能になるように、括弧つきで表2に列挙することにする。

表2

Jemand musste Josef K.verläumdet haben, …誰かがヨーゼフ・Kを誹謗したにちがいなかった、
(「逮捕／グルーバッハ夫人との会話／それからビュルストナー嬢」の部分にあたるが、表紙が現存していないので、タイトルはついていない。)
Erste Untersuchung (「最初の審理」)

Im leeren Sitzungssaal	Der Student	Die Kanzleien
		(「からっぽの法廷で／学生／裁判所事務局」)
Der Prügler		(「鞭打ち人」)
Der Onkel Leni		(「おじ／レーニイ」)
Advokat	Fabrikant	Maler (「弁護士／工場主／画家」)
Kaufmann Beck	Kündigung des Advokaten	(「商人ベック／弁護士の解雇」)
Im Dom		(「聖堂で」)
Ende		(「最期」)
B's Freundin		(「Bの女友達」)
Staatsanwalt		(「検事」)
Zu Elsa		(「エルザのところへ」)
Kampf mit Dir. Stellv.		(「頭取代理との争い」)
Das Haus		(「家」)
Fahrt zur Mutter		(「母親のもとへ」)
Als sie aus dem Teater traten, …かれらが劇場を出たとき、		
		(プロート版の「ある断片」、原典批判版の6) の異文にあたる。1枚の原稿から成立。)

ところで、このようなものはや一般の読者を前提にした作品としてではなく、「審判」というタイトルはあるが、完結した作品としての体裁がなく、原稿となった材料が順序もつけられていない分冊の集合体は、文学研究の資料としての位置だけにとどまるのだろうか。それともこれだけで、ひとつの作品として読むことができるのだろうか。

II

これまでの考察で明らかのように、プロート版や原典批判版のカ夫カ全集がもっていた1冊の作品としての形を放棄した史的批判版『審判』を目のあたりにして、考えざるをえないのは、いわゆる章あるいは章として完結するにはいたらなかった断片の配列の問題である。プロートが編集した『審判』に対して、本文テキストが信頼できないという批判だけではなく、章の配列に対する異議が唱えられ、新たな章の配列が提案されてきたからである。つまりこれまでには、カ夫カの遺した原稿から編集されたテキストをある順序に並べることによって、『審判』は作品として読まれてきたのであり、研究してきたのである。

『審判』の配列の問題を考えるうえで、比較したいのが、『審判』に先行して書かれた『失踪者』である。この作品の第1章から第6章までは、カ夫カ自身によって番号と表題がつけられているが、これらの章は番号通りの順番で執筆されたことが明らかになっている。原典批判版『失踪者』においては、作品全体が番号を付されていない部分を含めて、章に相当する8つの部分と3つの断片にわけられて編集されている。この原典批判版『失踪者』の章と断片にわけられた構成は『審判』のように不明確な方針に従って行なわれたものではない。『失踪者』の章と断片を貫く配列順は、ストーリーが展開する順序であり、しかもそれらが執筆された順序と一致しているのである。

この『失踪者』と同様に、原典批判版『審判』においても、すでに見たように、章にあたるグループと断片にあたるグループに分けて作品が構成されているが、それらのグループ内の配列は、編集者によれば、ストーリーの進行する順序に従っているという。つまり原典批判版『審判』においても、章にあたるグループと断片にあたるグループは、表1で筆者が便宜的につけた番号あるいはアルファベットの順序で、カ夫カが作品を構想していた、と編集者によって考えられているのである。

しかしカ夫カがこのような順序で『審判』のストーリー展開を考えていたかについては、『失踪者』に認められるような確証はないのである。原典批判版の配列順序は、あくまでも書かれた内容の時間的経過から編集者が推測した順序なのである。アパラートバント¹⁰⁾によれば、例えば断片a)「Bの女友達」とf)「母親のもとへ」の順序については、「Bの女友達」におさめられた出来事は逮捕から5日後に起こっており、主人公が「母親のもとへ」行こうとするのは彼の処刑がおこなわれる日の2週間前である、ということが理由として挙げられる。また章にあたる5)「鞭打ち人」は3)「最初の審理」の後、あるいは4)「からっぽの法廷で／学生／裁判所事務局」のいずれかの後が考えられるが、時間経過を示す表現の比較から、4)の後に置かれたのである。したがって原典批判版の配列は編集者によるひとつの可能性の提案であると言えるだろう。

これにくわえて、原典批判版『審判』が刊行される前にすでに明らかになっていたことだが、作品の各部分が成立した時間的な順序と、ストーリーの進行とは一致していないのである。つまりカ夫カは筋が展開する順序の通りに『審判』の原稿を書いていったのではないのである。

それでは『審判』の1)～10)とa)～f)はどのような順序で執筆されたのか。原典批判版のアパラ-

トバントによれば、作品の配列順序と執筆順序が一致しないだけではなくて、カフカは時期によって複数の部分を同時に執筆していたのである。したがって編集者は、作品の配列に関してストーリーの展開を根拠としたが、各部分の執筆時期を推定するには、ストーリーの展開は根拠にならないのである。編集者が執筆時期を推定する判断基準にしたのは、原稿の書かれた時期によって変化する筆跡や文字の大きさや文字間および行間の密度であり、最終的には原稿の1頁に書かれた語の総数の平均値であった。

ただしこの方法が適用されたのは、原則として、タイトルが書きつけられた一枚の表紙をつけられた原稿の束、つまり完結した章あるいは完結直前にある章1)～10)だけであり、二つ折の包み紙にはさまれた原稿の束、つまり断片は扱われないのである。しかし断片に収録された「Bの女友達」は、扱われている。「Bの女友達」は完結した章とも考えられるのだが、断片とされた理由については、すでに言及したが、今度は章と同等に扱われる所以である。これら11の原稿の束は、1ページあたりの総語数の平均値によって、二つの期間に区分されるという。

まず1914年8月半ばから10月初めまでの期間（筆者は便宜的に【期間A】とする）に1)、10)、2)、3)、4)、5)、6)の章が完結され、7)、8)、9)の章が書き始められたが、完結にはいたらなかった。執筆はすみやかに進捗し、作品の3分の2にあたる部分が書き上げられた。この期間の頁あたりの総語数の平均は200語から増加し、305語までである。次に1914年10月半ば以降から1915年1月終りまでの期間（同じく【期間B】とする）に7)、8)、9)の継続部分と「Bの女友達」が執筆された。頁あたりの総語数の平均は期間Aよりも高く、最高で363語に達する。執筆は停滞し、作品の完成が放棄される。

【期間A】 1914年8月半ばから10月初めまで。1つの章がA・Bの二つの期間にわたっている場合には〈前〉・〈後〉をつけて区別する。

①完結

- 1) 逮捕：8月11日頃。1頁あたりの総語数の平均200語。（以下は語数のみ記す。）
- 10) 最期：8月11日頃。平均200語。
1) ではビュルストナー嬢がFräulein Bürstnerと書きつけられているのに対し、10)ではF.Bと略号で記されていること。主人公の逮捕を告げにきた1)の男たちが見張りたち（Wächter）と表現されているのに対して、10)の原稿では主人公の処刑をおこなう男たちがWächterから紳士たち（Herren）あるいは同行者（Begleiter）に書き換えられていることから判断する

と、10)が後から書かれたようだ。

- 2) グルーバッハ夫人との会話／それからビュルストナー嬢：8月の第3週。231字。原稿では1)に続けて書かれている。
- 3) 最初の審理：8月の第3週。229字。原稿では10)に続けて書かれている。
- 2)と3)は執筆の順序は決定しがたく、同時並行で執筆された可能性がある。
- 4) からっぽの法廷で／学生／裁判所事務局：8月終わり～9月初め。243字。
- 5) 鞭打ち人：8月終わり～9月初め。243字。
- 6) おじ／レーニイ：8月終わり～9月初め。243字。
これらの原稿は様々なノートに書き付けられていて、4)、5)、6)の順序を決定することは困難だが、4)と6)は並行して書き進められたかもしれない。

②未完結

- 7) 弁護士／工場主／画家〈前〉：10月5日以前。9月前半と9月後半。258語。
- 9) 聖堂で〈前〉：9月後半および10月5日前後。280語。
- 8) 商人ブロック／弁護士の解雇〈前〉：10月5日頃。305語。

【期間B】 1914年10月半ば以降から1915年1月終りまで。

- 7) 弁護士／工場主／画家〈後〉：11月初め～12月半ばおよび12月後半または1915年1月。333語。
- a) Bの女友達：10月18日から12月第1週の間、あるいは12月半ばから15年1月終わり頃の間。340語。原稿のノートでは4)「からっぽの法廷で…」（平均243語）に続けて書かれているが、執筆時期は、かなり遅い。
- 8) 商人ブロック／弁護士の解雇〈後〉：11月半ば頃および12月第2週。355語。12月第2週に書かれた部分は平均363語で、「聖堂で」の原稿の最後の7頁半と同じ時期に成立と思われる。
- 9) 聖堂で〈後〉：時期については言及されていないが、門番の伝説とよばれる「辻の門の前で」（Vor dem Gesetz）が成立。平均で335語。12月13日頃に門番の伝説釈義を含む原稿の最期の7頁半の部分が書かれた。平均363語。

ところでa)「Bの女友達」を除く、他の断片の執筆時期はどのように推定されているのだろうか。簡単に

まとめると以下の通りである。

【断片】

- c) エルザのところへ：1914年8月終わり（書き始め19行目まで）と9月終わり（20行目以降）。原稿では5)鞭打ち人に続けて書かれている。
- e) 家：1914年10月初め頃。平均275語は9月下旬を推測させるが、画家ティトトリへの関連からそれよりも少し遅い。
- f) 母親のもとへ：原典批判版で5頁になるが、最初の2頁ほどが1914年12月7日。それより後ろの部分は筆跡が変わり、執筆時期はまったく不明。
- b) 検事：早くても1914年12月後半。原稿では7)に続けて書かれている。
- d) 頭取代理との争い：1914年12月半ば～15年1月終わりのあいだ。『審判』執筆の最後の時期にあたる。

これまで原典批判版のアパラートバントの説明に従って、『審判』を構成する章と断片の成立時期をまとめてきたが、それによって、カフカが『審判』とよばれる作品の執筆を、まず第1章にあたる「逮捕」と最終章にあたる「最期」を書くことで開始し、それから様々な章を必ずしもストーリーの展開に合わせた形ではなく、複数の章を同時並行的に書き継いでいったことが確認できた。また「逮捕」と「最後」の章が短時間で書き上げられたのに対して、いくつかの時期に分けて執筆された章も認められた。さらに章となるべきもののあるものは、部分的に書きつけられただけで中断し断片となっているが、章とされるグループと断片とされるグループが、全体として、どのような順序に配列されて『審判』という作品が構成されるのか、断定できないのである。

結び

カフカの長編小説『審判』を文学作品として研究するうえで、確認しておかなければならないふたつの基本的な問題を考察してきた。ひとつは作品の編集にかかる問題であり、プロート版から原典批判版へ、そして史的批判版の登場の流れにそって検討した。もう

ひとつは編集の対象となった遺された原稿の束が執筆された成立時期の確認であった。

これらふたつの作業によって筆者は、カフカの未完の作品を読むうえでの根本的な問題に対峙することになった。それは「私たちが読んできたカフカの『小説』は、遺稿を基に『編集』が作り出した『作品』ではなかったか？」¹¹⁾ということである。これをもっと詳しく言えば、私たちが作品として読んでいる『審判』は、プロートやペイスリイによって構成されたものであり、カフカ自身は彼らが編集した通りには、遺稿を執筆したとは言えないのであるから、彼らが考えた作品としての一定の順序をもったストーリーとして読むのとは、異なったかたちで『審判』を読むことができるのではないか、ということである。しかし順序のない16の冊子に分割されて提示された史的批判版を作品として読むことも困難である。この場合には、従来のいわゆる本文テキストに相当するものとしては、何が想定されるのだろうか。編集者でもない研究者が、個別的に自分のテキストを確定することは、校訂のどろ沼にはまりこむことになるだろう。また章や断片とよばれるもの全体をどのような順序で配列するのか。残された問題はきわめて困難な課題であるが、またこのうえなく魅力的なしごとである。

《注》

- 1) Kafka, Franz : *Der Prozeß*. Hrsg. von Max Brod. New York/Frankfurt a. M. 1950
- 2) Kafka, Franz : *Der Prozeß*. Hrsg. von Malcolm Pasly. BdII : Apparat. New York/Frankfurt a. M. 1990
以下、「Pasly」と略記し、その次にページ数をつける。
- 3) Kafka, Franz : *Der Prozeß*. Hrsg. von Roland Reuß unter Mitarbeit von Peter Staengle. Basel/Frankfurt a. M. 1997
- 4) 明星聖子：新しいカフカ—「編集」が変えるテクスト。慶應義塾大学出版会。2002
以下、「明星」と略記し、その次にページ数をつける。
- 5) 明星・23頁
- 6) 明星・25頁
- 7) Pasly・124頁
- 8) Pasly・125頁
- 9) 明星・57頁
- 10) Pasly・73-129頁
- 11) 明星の『新しいカフカ』についた帶に書かれている。